

平成29年度第11回佐倉市農業委員会総会会議録

- 1 期日 平成30年2月8日(木)午後 3時開会
- 2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室
- 3 出席委員(14名)

1番 清 宮 正	2番 渡 貫 茂
3番 鈴 木 孝 徳	4番 石 渡 文 久
5番 三 須 健 行	7番 長 澤 正 昭
8番 山 崎 宏	9番 羽根井 直 子
10番 石 田 和 久	11番 椎 名 稔 男
12番 兼 坂 仁	13番 木 内 正 夫
14番 眞 野 文 雄	15番 三 門 増 雄 (議長)
- 4 欠席委員(0名)
- 5 議事日程
 - 第1 会期の決定
 - 第2 会議録署名人の選任
 - 第3 議案審議
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 議案第4号 平成29年度第10次農用地利用集積計画の決定について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	櫻 井 正 行
主査補	高 橋 成 治
主査補	相 川 正 巳
主任主事	西 山 壯 大

午後 3時開議

◎諸般の報告

○事務局長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、平成29年度第11回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

次回の総会でございますが、3月8日（木）に開催を予定しております。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 委員の皆様方におかれましては、大変忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は14名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、平成29年度第11回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号、3番「鈴木 孝徳委員」、議席番号4番「石渡 文久委員」を会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第4号、平成29年度第10次農用地利用集積計画の決定について
以上、4議案でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

◎議案第1号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページ～2ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項につきましては、権利者は義務者からの要望のため、義務者は耕作できないため、贈与により、所有権の移転をしようとするもので、表の第2項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするものでございます。

その許可要件についてご説明します。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項の実態調査について、兼坂委員より報告をお願いいたします。

———（兼坂委員報告）———

○兼坂委員 議席番号12番兼坂です。議案第1号第1項の調査報告をいたします。

義務者の■■■■■さんは、相続により農地を取得し、農業者ではありません。

現在、■■■■■に住んでおり、耕作してくれる方を探していたところ、親類である、■■■■■さんが、経営規模を拡大するために、耕作する事となったそうです。■■■さんは専業農家であり、申請する農地は、住まいの近隣なので、耕作するにも都合が良いとの事です。

また、■■■さんに贈与するとの事です。

問題は無いと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、兼坂委員より報告がありました。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項は、許可と決しました。

続きまして、第2項の実態調査について、

眞野委員より報告をお願いいたします。

———（眞野委員報告）———

○眞野委員 議席番号14番眞野です。

議案第1号第2項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■■さんは、両親と共に、鉢花栽培を主に、農業経営を行っております。

昨年、所有地の隣接や、近隣の水田を購入し、稲作の経営規模を拡大しており、今回も、所有地の近隣なので耕作に便利のため、購入する事としたそうです。

■■■さんは、33歳と若く、農業後継者として活躍することと、期待しております。

問題は無いものと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、眞野委員より報告がありました。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○眞野委員 はい

○議長 他に何かありませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第2号第1項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第1項は、許可相当と決しました。

続きまして、第2項及び第3項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 ■■■■■■■■■■の■■と申します。よろしく願いいたします。

太陽光発電施設を整備いたします。規模は低圧クラス、50K以下のものがございます。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。長澤委員

○長澤委員 議席番号7番長澤です。この近辺には、太陽光施設がいくつかあるとおもいますが、それらとの関連は、同じような仕様でやられるのでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 同じやり方ですね、施設を整備し、東電に売電するという形ですね。

○議長 長澤委員よろしいですか。

○長澤委員 はい。

○議長 他に何かありませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第2号第2項及び第3項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第2項及び第3項は、許可相当と決しました。

続きまして、第4項～第6項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 ■■■■■の■■と申します。よろしくお願いたします。概要につきまして、説明させていただきます。太陽光発電施設を整備するもので、■■■に19筆、■■■に3筆ありまして、全体で22筆の計画でございます。■■■については、非農地でございます、佐倉市の3筆が農地でございますので、申請させていただきました。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありました

ら、お願いいたします。石田委員

○石田委員 議席番号10番石田でございます。佐倉市の3筆ですが、地目は水田だと思っておりますが、■■■の方は山林、原野ですかね、場所ですが、傾斜地だと思うんですが、昨年、同じような場所で、■■■というところがあるのですが、■■■の農地の隣接の、■■■の傾斜地にソーラー施設を整備したのですが、昨年の台風で土砂が流れ、水田の方に流れ、水田を埋めてしまったことがあったんです。雨水排水対策をお願いしたいのですが。

○議長 申請人

○申請人 全体的に、元々は水田だったようなのですが、3筆が■■■の土地で、そこは、平らな土地でございまして、後は傾斜地がありますが、事業をする場所は、平らな場所を中心に整備するもので、北側に水田を耕作している方がおられまして、その方にも、整備の説明はさせていただいておりまして、そちらの方には、柵を設けるような計画でおります。

○議長 石田委員よろしいですか。

○石田委員 対応の程、よろしく申し上げます。

○議長 他にご質問はございますか。鈴木委員

○鈴木委員 議席番号3番鈴木です。元、水田ということで、近くに河川もありますが、この場所は浸水することはあるのですか。

○議長 申請人

○申請人 申請地の南側に、区画整理により町が出来ています。そちらが上流で、その隣接で、申請地自体は川の上流にあたるので浸水することはないと思います。隣接した川も整備されており、流れも緩やかですので、心配はないと思います。

○議長 鈴木委員

○鈴木委員 隣との、水田との高低差はどの位なのでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 ほぼ、同じくらい、高低差は殆どありません。

○議長 鈴木委員よろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○議長 他にありませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第2号第4項～第6項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手多数であります。

よって、議案第2号第4項～第6項は、許可相当と決しました。

続きまして、第7項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 ■■■■■■■■■の代理人の■■と申します。よろしく申し上げます。事業概要ですが、■■■■■■■■■■で合計7筆あるのですが、その内2筆が農地となります。面積が、合計で1,175.28㎡です。予定発電出力は、89.1kwの太陽光発電施設の計画です。以上です。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第2号第7項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第7項は、許可相当と決しました。

続きまして、第8項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 ■■■■■■■■■■の■■と申します。よろしくをお願いいたします。

■■■■■■■■■■の■■と申します。よろしくをお願いいたします。昨年の12月に、同じような申請をさせていただいたのですが、敷地が足りないと言う事で、新たに追加で、申請させていただきました。使用目的は、同様に車両置場とさせていただきたいと、申請人の■■さんより、依頼があり申請させていただきました。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。長澤委員

○長澤委員 議席番号7長澤です。接道部分、段差とはないのでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 段差は特にありません。高低差も殆どありません。

○議長 申請人

○申請人 土木管理課と協議して、赤道については境界査定しております。今確定について進めております。

○議長 長澤委員

○長澤委員 赤道が占用されてしまう場合があるので、境界はしっかりしていただきたいと思います。

○議長 長澤委員よろしいですか。

○長澤委員 はい。

○議長 他に何かありませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第2号第9項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第9項は、許可相当と決しました。

続きまして、第10項及び議案第3号第4項は、関連する案件ですので、一括審議とさせていただきます、両案件の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 ■■■■■■■■の代理人の行政書士の■■と申します。よろしくお願いたします。概要なんですけど、■■■■■■■さんは、土地の開発事業をメインとして行っており、前面道路の北側部分に、特定事業の土地開発を予定しております、申請地が開発予定の道路を挟んで、目の前なので、資材置場として便利なので、今回の申請となりました。置く物は山土、砕石等になります。南側部分が農地となっておりますので、溝を掘って、雨水の流失を防ぐ対策をとる予定です。以上です。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いたします。長澤委員

○長澤委員 平面図を参考に見まして、南側なんですけど、砕石、山砂を置かれますが、ピット等は設けられないのですか。

○議長 申請人

○申請人 設ける予定はないです。

○議長 長澤委員

○長澤委員 そうしますと、山砂等は、流れてしまうのでは、土地が長細く、幅が狭いので、ピットがないと、資材が混ざったりして非常にまずいんじゃないかと思うのですが。

○議長 申請人

○申請人 混ざらないように、距離を置くようにしたいと思います。ピットは・・・・

○長澤委員 私の方から、隣地に流れないように対策をとっていただきたい、思います。

○申請人 解りました。

○議長 他に何かありませんか。よろしいでしょうか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第2号第10項及び議案第3号第4項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第10項及び議案第3号第4項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第3号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の6ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

議案第3号第1項～第3項は、■■■■■■■■が、■■■■■■の法面工事を行うための、進入路として■■■の畑2,420㎡を、一時転用しようとするものでございます。この案件は、平成30年の9月末まで一時転用の許可を千葉県より得ておりましたが、近隣を工事するため、その工事現場までの進入路として、一時転用の期間を平成30年12月末まで延長するものでございます。

申請地の利用内容は、鉄板敷きをするのみで、工事終了後は農地として復元するものです。

許可要件につきましては、議案第3号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号第1項～第3項について、事務局より説明がありましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号第1項～第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号第1項～第3項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第4号、平成29年度第10次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第4号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の7ページをお願いいたします。

平成29年度第10次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定、3件、7筆、地積7,228㎡、賃貸借権の設定、15件、39筆、地積40,492㎡でございます。

詳細でございますが、議案の8ページ～13ページをお願いいたします。

申請番号1番～18番は、経営規模拡大のためで、期間は、5年～10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第4号について事務局より説明がありましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。
議案第4号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は、原案のとおり決定と決しました。
以上をもちまして、本日も提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

————（事務局長報告）————

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。
それでは、議案の14ページをお願いいたします。
農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。
共同住宅用地としようとするもの1件、1筆、専用住宅用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、15ページ～16ページをお願いいたします。
農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。
専用住宅用地及び道路用地としようとするもの1件、2筆、専用住宅用地としようとするもの3件、3筆、駐車場用地としようとするもの3件、3筆でございます。
次に、17ページ～20ページをお願いいたします。
地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。
宅地として地目変更申請のあったもの、1件、1筆、山林として地目変更申請のあったもの、12件、23筆、雑種地として地目変更申請のあったもの、1件、1筆でございます。
報告事項につきましては、以上でございます。

=== 会 議 終 結 ===

